

パーソナルコンピュータ賃貸借契約書（案）

（「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約）

沖縄県コザ児童相談所 所長 大城 順次（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、パソコン等情報機器
（以下「機器等」という。）の賃貸借に関し、次の条項により契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、甲に対し、この契約の条項に従って機器の賃貸借を行うことを約し、甲は、これに対し、この契約に記載された賃借料を支払うことを約定するものとする。

（契約の内容）

第2条 この契約の内容は、次のとおりとする。

- 機器の品名及び数量 別紙1のとおり
- 設置場所 沖縄県コザ児童相談所（沖縄市知花6丁目38番7号）
- 賃借料 金 円（月額 円×30カ月）

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円

（注）「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので賃借料に10/110を乗じて得た額である。

- 賃借期間 令和3年10月1日から令和6年3月31日までとする。
- 契約保証金 沖縄県財務規則第101条による

（賃借料の支払）

第3条 乙は、月ごとに賃借料 円をその月の翌月に、甲に対し書面により請求するものとする。

- 甲は、適法な支払請求書を受領してから30日以内に乙に支払うものとする。
- 甲は自己の理由により料金の支払いを遅延した場合、乙に対して前項の期間満了の翌日から支払の日まで、年率2.5%の割合で計算した遅延利息を加算して支払うものとする。
- この契約が月の途中で解除された場合におけるその月の賃貸借料の額は、次の算式により得た額とする。

$$\text{第1項の月割額} \times \frac{\text{契約が解除されるまでのその月の日数}}{\text{その月の日数}}$$

(権利義務の移転禁止)

第4条 乙は、この契約によって生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

(機器の移転)

第5条 機器を別表に掲げる設置場所から移転する必要がある場合は、甲、乙協議のうえ行うものとする。この場合、機器の移転に要する費用は、甲の負担とする。

(機器の保守管理)

第6条 乙は、機器について、自ら又は他のものに委託して保守管理を行うものとする。

(動産総合保険の付保)

第7条 乙は、賃貸借期間中機器に動産総合保険を付保し、その費用は乙の負担とする。

2 機器に係る保険事故が発生したときは、甲はただちにその旨を乙に通知するとともに、遅滞なく保険金受取に必要な書類を乙に提出するものとする。

3 前項の保険事故に基づいて乙に保険金が支払われたときは、甲及び乙は次の各号の定めに従うものとする。

(1) 機器が修復可能の場合において、乙に保険金が支払われたときは、乙は当該保険金相当額を機器の修復に要した費用に充当する。

(2) 前号の場合において、乙に支払われた保険金の額が機器の修復に要した費用に満たないときは、甲はその差額を負担する。

(3) 機器が滅失し、又は毀損して修復不能の場合において、乙に保険金が支払われたときは、乙は当該保険金相当額をもって、代替機の調達を行う。

(4) 前号の場合において、乙に支払われた保険金の額が代替機の代価に満たないときは、甲はその差額を負担する。

(善管義務)

第8条 甲は、機器を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、本契約を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。

(2) 乙がこの契約を履行する見込みがないと甲が認めたとき。

(3) 乙からこの契約の解除の申出を受けたとき。

(4) 乙が行政庁に処分されたとき。

(5) 乙の従業員が不正又は違法行為を行い、業務の遂行ができないと認められたとき。

(6) 乙の役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成3年

法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)であるとき。

- (7) 乙の役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (8) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (9) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - (10) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有しているとき。
- 2 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくこの契約の条項に違反したときは、文書をもって通知し、この契約を解除することができる。
 - 3 甲又は乙は、第1項及び第2項の規定によりこの契約を解除した場合、これによって生じる相手方の損害については、いずれもその責を負わない。

(歳入歳出予算の減額又は削除による契約の解除)

第10条 甲は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、契約内容等の見直しなどにより予算の範囲内における変更契約の可能性などについても甲乙十分に協議を行ったうえで、この契約を継続することが困難である場合に限りこの契約を解除することができる。

この場合、前条第3項を準用する。

(損害賠償)

第11条 甲の故意、又は重大な過失により機器に損害が生じた場合、乙は甲に対し損害賠償を請求することができるものとする。

(立入及び秘密保持)

第12条 乙は、機器の搬入又は交換・修理等のために機器の設置された場所に立ち入ることができる。この場合は、あらかじめ甲の承認を得るものとする。

- 2 乙又は、乙の指示に基づいて納入、交換・修理等の業務に従事するものは、その職務上知り得た業務上の秘密を第三者に漏洩してはならない。

(個人情報保護)

第13条 乙又は、乙の指示に基づいて納入、交換・修理等の業務に従事するものは、こ

の契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別紙2個人情報取扱特記事項を守らなければならない。

（裁判管轄）

第14条 この契約に関して紛争が生じた場合は、那覇地方裁判所を管轄裁判所とする。

（アプリケーションソフト使用权）

第15条 この契約の終了又は契約の解除により、乙が甲に使用許諾したアプリケーションソフトの使用权は消滅する。

2 乙は、前項の使用权の消滅後、甲がアプリケーションソフトの著作権を有する者から使用权の設定を受けた場合、引続きアプリケーションソフトを使用することができるよう、甲に協力するものとする。

（機器の返還）

第16条 この契約の終了又は契約の解除により機器の返還に要する荷造り及び運送の費用は、その返還が甲の責めに帰する場合のほか乙が負担するものとする。

（協議）

第17条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関する紛争については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印して、各自1通を保有する。

令和3年 月 日

甲 沖縄県沖縄市知花6丁目38番7号
沖縄県コザ児童相談所
所長 大城 順次

印

乙

印

別紙1

機器明細

品名	型番	数量
		5